

## 第6回香南市農業委員会議事録（令和2年6月）

1. 開催日時 令和2年7月1日（水） 午後1時50分から午後3時4分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（38人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（19人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田 恭二、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 16番溝渕洋介 17番加藤 明

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地のあっせん申出について

②農業者年金について

|             |            |        |
|-------------|------------|--------|
| 6. 委員以外の出席者 | 農業委員会事務局長  | 中邑 彰彦  |
|             | 農業委員会事務局主任 | 宇田 道太郎 |
|             | 農業委員会事務局主事 | 刈谷 弘法  |

7. 会議の概要

議長           ただ今から第6回香南市農業委員会を開催致します。  
梅雨の季節特有のうっとうしい長雨と、晴れ間にどっと押し寄せてくる暑さの中、「人・農地プラン」営農意向アンケート調査の回収、大変だったと思います。ご苦労様でございます。今後の農地利用の最適化推進活動等にも活かしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。  
最初に本日の出席委員の報告を願います。

（ 開会 13時50分 ）

事務局       本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

議長       次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。16番溝渕委員、17番加藤委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。  
なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためバスでの移動を自粛し、中止することとしましたのでご理解のほどよろしく申し上げます。

議長       議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

事務局       農地法第3条の規定による許可申請につきまして、説明を致します。  
その前に訂正があります。受付番号表記が間違っています。31番が28番、32番が29番ですので訂正をお願いします。調査書の方も訂正をお願いします。申し訳ありません。  
それでは説明します。受付番号28番の申請地は野市町下井字ナノ丸73番1、地目 田、面積349㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号28番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番       譲渡人の田を譲受人が今耕作しておりまして、問題ないと思います。

事務局       続きまして、受付番号29番の説明を致します。  
申請地は野市町下井字ムノ丸1056番1、地目は田、面積は755㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号29番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番       事務局より説明がありましたように問題ないと思います。

議長       事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。  
（なしの声あり）

議長            ないようでしたら採決に入ります。  
                  3条2件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長            全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長            続きまして、議案第2号農地法第4条の規程による許可申請についてを議題といたします。  
                  事務局より説明を願います。

事務局          農地法第4条の規定による許可申請につきまして受付番号2番の説明を致します。  
                  申請地は、野市町母代寺字樋ノ口310番、地目は田、面積については、議案書4ページには「3,146㎡のうち530㎡」と記載しておりますが、正しくは「3,676㎡のうち530㎡」ですので、すみませんが訂正をお願いします。なお、ご覧頂く位置図及び配置図は1ページから4ページ、現況写真は1ページから3ページですが、先ほどと同様に、位置図及び配置図1ページと、現況写真1ページにもそれぞれ「3,146㎡」と記載した箇所がありますが、それぞれ「3,676㎡」に訂正頂きますようお願いいたします。

                  申請地は、佐古保育所の北東約200mに位置し、農作物の「直販所と出荷場」を設置するものですが、現況写真のように、平成27年に申請人が申請地を購入した当時すでに、転用許可を受けないまま建物が建築済みであり、今回の申請ではこの建物を主に自家栽培の農作物の直販所と出荷場とするものです。

                  周囲の状況は、東と西は同意のある田、南は香南市道を挟み同意のある田、北は申請人のビニールハウスがあり、そのさらに北には公衆用道路および用悪水路を挟み田がありますが、この田は申請場所からは約90m離れているため営農に影響は無いと判断します。

                  申請地は農業振興地域の農用地区域内農地ですが、農地法第4条第6項ただし書の「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると判断します。

                  本件は、この指定された用途のうち、農業用施設用地として今回転用申請が提出されているものであり、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」の第1条第3号ロに掲げる施設、つまり「販売する農畜産物のうち農業者自らの生産する農畜産物等の割合が量的又は金銭的に5割以上を占めるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

                  造成につきましては、既に建築済みであるため新たな造成および整地は発生しませんが、現状、駐車場はコンクリートと砕石、道路は土のままとなっております。

                  排水につきましては、既設トイレは汲み取り式のため排水は発生せず、雨水および出荷用野菜の水洗い用の排水については、位置図および配置図4ページのとおり、雨樋から敷地内に落ちて自然浸透、溢れる分は東西の既存の申請人の敷地内水路を通り、最終的に南側の既設水路へ排水しますが、先ほどご説明しましたとおり、排水経路も既設であるため南側水路等への新たな工事等は発生しません。

                  排水に関しては地元の同意を得ております。

                  補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 事務局の説明のとおりですが、3人で現地を見に行きまして確認をしました。問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号3番の説明を致します。  
申請地は、野市町西野字ヲノ丸1845番4と1848番2、地目は田、面積は合計で1,818㎡です。  
位置図及び配置図は5ページから7ページ、現況写真は4ページ・5ページをご覧ください。  
申請地は、ポリテクカレッジ高知の東南東約250mに位置し、集合住宅2棟16世帯分の建築をするものです。  
周囲の状況は、東は香南市道を挟み宅地および同意のある田、西と南は申請人所有の田、北は香南市道を挟み宅地および申請人所有の田です。  
農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。  
造成につきましては、40cm盛土をして整地し、建築地以外はアスファルト舗装とする計画です。  
排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、東側の既設水路へ排水。雨水は申請地内に3ヶ所浸透枡を設置し、溢れる分は位置図及び配置図は7ページの排水計画図のとおり、東側および北側の既設水路へ東・北それぞれ4ヶ所ずつの排水口から排水する計画です。排水に関しては地元の同意を得ています。  
東側水路への「合併浄化槽の排水管接続」「進入用のグレーチング設置」「ごみ置場設置用の工事」の工事および占用許可については香南市建設課の許可済みです。また、東側・北側それぞれ4ヶ所ずつの雨水排水口については、民地境界内に設置するため工事・占用等の許可は不要です。  
また、敷地北西の歩行者および自転車用の進入路については既設の床板が架かっている所以で新たな工事は不要です。  
なお、本年6月29日に開催されました開発審査会でも、この計画で承認を得ております。  
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします

18番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

9番 2番ですが、駐車場は2台だけですか。前に近くで直販所の話があった時、駐車場がないということで、できなかった事があったと思いますが。

事務局 土地利用計画図に2台分と車庫がありますけど、提出された事業計画となっております。

議長 他に質問はございませんか。  
(なしの声あり)  
ないようでしたら採決に入ります。4条2件、許可に同意の方は挙手願います。

- 議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。
- 議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号7番の説明を致します。  
申請地は、野市町西野字ルノ丸1753番、地目は田、面積は300㎡です。  
位置図及び配置図は8ページから10ページ、現況写真は6ページ・7ページをご覧ください。  
申請地は、ポリテクカレッジ高知の東南東約160mに位置し、現況写真6ページのように、青色で囲った1754番1と1752番5の宅地、および黄色で囲った1754番6の公衆用道路と一体的に利用し4棟の分譲住宅用地とするものです。  
農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。  
周囲の状況は、事業地全体で見て、東は青線・赤線を挟み宅地、西は香南市道を挟み田ですが、この田は令和2年1月17日付けで建売分譲住宅用地として転用許可済みで、現在造成中の土地であり、営農への影響は無いと判断します。南は「現況が香南市公衆用道路である田」を挟み宅地、北は宅地です。  
造成につきましては、10cmから50cm盛土し、新設する道路はアスファルト敷き、住宅部分については、駐車場スペースは土間コンクリートを打設し、その他の部分は砕石敷きとする計画です。  
排水につきましては、位置図および配置図10ページのように、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側の既設道路側溝を通り、最終的に西側市道側溝へ排水します。雨水についても生活雑排水と同様の経路で排水します。  
排水に関しては地元の同意を得ており、また、新設水路を西側市道へ直接接続するのではなく、譲受人が所有する既設道路への接続であるため、接続工事及び排水に関しては許可申請等が不要である旨を香南市建設課に確認済みです。  
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。
- 18番 一体利用の進入路、公衆用道路、宅地が開発の時点で違ってきているし、申請地についても既に埋め上げているという事で、そのあたりをどう考えるかという事がありますが、農地法上は他にも影響がないということで言えば問題はないという事になりますが、問題ありそうでないというのが結論です。
- 事務局 続きまして受付番号8番の説明を致します。  
申請地は、赤岡町字西澤1900番1、地目は田、面積は853㎡です。  
位置図及び配置図は11ページから16ページ、現況写真は8ページ・9ページをご覧ください。  
申請地は、赤岡町にあるスーパーマーケット、エーマックスのすぐ東隣りに位置します。このスーパーマーケットの駐車場が不足したため、賃貸人所有の申請地へ新たに駐車場を設置し、賃借人である株式会社エースワンが使用するもので

す。「位置図および配置図 1 2 ページの土地利用計画図」と「1 3 ページの駐車場設計図」を見てわかるように、すでに申請地南側にある既存の駐車場のよう、「西側の店舗敷地」から「東側の香南市道」へ架かるような構造の駐車場を設置します。

周囲の状況は、北は賃貸人所有の田、東は香南市道を挟み賃貸人所有の田、南は田ですが、現況はエーマックスの駐車場です。西は青線と赤線、さらに「個人名義の公衆用道路と用悪水路」を挟み田ですが、こちらも現況はエーマックスの駐車場となっており、営農に影響ないと判断します。

農地の区分としては、「甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、現況の高さでの整地のみ。ただし、砕石を厚さ 2 0 cm で敷き整地を行います。

進入計画につきましては、西側の店舗敷地から進入し、東側の香南市道との接続部分に幅 8 m の出口を設け、出口専用とします。代わりに、申請地南側の既存の駐車場は市道からの入口専用となる計画です。

排水につきましては雨水のみで、位置図 1 6 ページの排水計画図のとおり、新設駐車場の表面を東向きに流れた雨水を申請地内東側の浸透枳に集水し、申請地内の新設水路を経由して敷地西側の水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ております。また、西側青線への排水管接続と、駐車場設置に伴う西側青線と赤線の工事および空中占用については香南市住宅管財課より許可済み、東側市道への出口の設置に伴う工事および占用についても香南市建設課の許可済みです。

補足説明があれば 1 2 番農業委員さんお願いします。

1 2 番 事務局が説明したとおり、特別問題ありません。

事務局 続きまして受付番号 9 番の説明を致します。

申請地は、夜須町手結山字南中谷 7 6 1 番 1、地目は畑、面積は 1 9 0 m<sup>2</sup>です。

位置図及び配置図は 1 7 ページ・1 8 ページ、現況写真は 1 0 ページ・1 1 ページをご覧ください。

申請地は、国道 5 5 号線の香南市と芸西村との境より約 6 0 0 m 西、らーめん屋 正蔵の北側隣地であり、申請地のすぐ北側の家で居住している譲受人の駐車場、物置用地とするものです。

周囲の状況は、東は「同意のある田」、西は赤線を挟み宅地、北は譲渡人所有の畑で、さらにその北側に譲受人の居宅があります。南は雑種地、および南東は同意のない畑ですが、現況写真 1 1 ページ下段の「写真③」のとおり、この畑は現況山林化しており営農への影響は生じないと判断します。

農地の区分としては、「甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、現状の土地に砕石と土を 5 cm の高さで入れて整地します。

排水につきましては雨水のみで、位置図及び配置図 1 8 ページのように、西側の道路側溝へ排水する予定です。

排水に関しては地元の同意を得ております。また、排水管の新設や進入路の新設等は伴わないため、今回新たな工事許可申請等はありません。

補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。

2番 問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号10番の説明を致します。  
申請地は、野市町東野字ツノ丸1305番2、地目は田、面積は300㎡です。  
位置図及び配置図は19ページ・20ページ、現況写真は12ページ・13ページをご覧ください。  
申請地は高知県東部自動車道のいちICの約430m東に位置し、貸人名義の申請地に、息子である借人が自己用住宅を建築するものです。  
周囲の状況は、東は貸人所有の田、西は香南市道を挟み同意のある田、北は香南市公衆用道路を挟み同意のある田、北西は香南市道を挟み宅地、南は国土交通省名義の田ですが、現況は高規格道路用地です。  
農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。  
造成につきましては、申請地の西側は既に一部砂利敷きであり、現況高のままですが、東側には約30cm盛土をして高さを合わせ、最終的に碎石敷きで整地する計画です。  
排水につきましては、位置図および配置図20ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の既設水路へ排水し、雨水も生活雑排水と同様に北側の既設水路へ排水します。  
排水に関しては地元の同意を得ており、排水管の接続については香南市建設課の許可済みです。  
なお、現況写真のとおり、申請地の一部に既に砂利が敷かれていることに関しては、平成26年に申請地西側の土地が道路拡幅用に買収され、工事された後、申請地と道路との間に段差ができたため、違反と知らずに段差の解消用に砂利を敷いてしまった旨の始末書が申請者から提出されております。  
補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 説明どおりでございまして、後継者住宅でもありますので問題ないと思います。砂利に関しても私の方からも厳重に注意をしています。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。  
5条4件、許可に同意の方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号21番の説明を致します。

申請地は、香我美町口西川字口大久保 2 9 6 番 1 外 2 筆、地目は畑および田、面積は合計で 8 2 6 m<sup>2</sup>です。

位置図は 2 1 ページ、現況写真は 1 4 ページをご覧ください。

申請地は、平成 2 年 4 月頃に耕作不適地であるため放棄し、その後竹林が生い繁り、山林化して現在に至っております。

補足説明があれば 9 番農業委員さんお願いします。

9 番 現在放棄地になっていまして、周囲への迷惑にもなりますので、問題ありません。

事務局 続きまして受付番号 2 2 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字カノ丸 2 2 1 7 番 1、地目は田、面積は 1,0 7 1 m<sup>2</sup>です。

位置図は 2 2 ページ、現況写真は 1 5 ページをご覧ください。

申請地は、平成 2 1 年 6 月 9 日に申請者が相続しましたが、被相続人である前所有者が昭和 6 1 年 1 0 月頃に宅地化して現在に至っております。

補足説明があれば 1 8 番農業委員さんお願いします。

1 8 番 国道を通っていて、まさかここが農地で残っているとは思っていませんでした。代理人に現状が農地でないから、非農地証明を出すのは結果論であって、どうしてこうなったか、わかる範囲で調べてもらわないといけないという事で、やってもらったんですけど、建築確認がでていたという形跡があるらしいので、その時点で転用申請が出されていないというのは、3 0 年くらい前なら、そのあたりの制度もきちんとできていたと思うのですが、結果的に農地が残っていたという事で、今となっては非農地証明で農地から外していくというのが正しいと思うので検討願います。

事務局 続きまして受付番号 2 3 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字カノ丸 2 2 1 8 番外 1 筆、地目は田、面積は合計で 1, 5 2 5 m<sup>2</sup>です。

位置図は 2 3 ページ、現況写真は 1 6 ページをご覧ください。

申請地は、先ほどご説明した 2 2 番案件のすぐ南側の土地で、こちらも平成 2 1 年 6 月 9 日に申請者が相続しましたが、被相続人である前所有者が昭和 6 3 年 1 月頃に駐車場にして現在に至っております。

補足説明があれば 1 8 番農業委員さんお願いします。

1 8 番 前の案件と一緒に、今となっては非農地証明が妥当と思います。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。

1 2 番 今説明があった 2 2、2 3 番ですが、面積が 1,0 0 0 m<sup>2</sup>と 1,5 0 0 m<sup>2</sup>でこんなに大きな面積は中々ないが、どうしてこうなったんでしょうか。

事務局 現況写真の 1 6 ページを見ていただいたら分かり易いですが、2 3 番の西の店舗の駐車場として使用されており、現況は舗装された駐車場となっています。過



去の転用申請を調べてみましたが見当たりませんでした。この南側にも広い駐車場がありますが、そこは S 6 0 年頃に転用許可を受けており、同時期あたりにできているはずですが、どうしてここだけが許可がないかは不明なままです。

議長 他に質問はありませんか。

1 7 番 現況は駐車場で通常なら税務課は宅地並み課税をしていると思いますが、ここは農地のまま税がかかっているのか。

事務局 課税ですが、22、23番は現況農地でないので、農家台帳にも登録はありません。ですから宅地並みで課税されていると思います。税務課に確認はしていませんが。

7 番 農地を宅地に地目変更していないのに、どうして宅地並み課税になるのか。

事務局 ここについての課税は確認しておりませんが、税務課の方は宅地調査をやっているとして、台帳地目が農地であっても現況が宅地、雑種地であれば宅地並み課税にしています。何年毎に調査もしていますので、現況課税をしています。ですから、確認は取れていませんが農家台帳にも出ていないという事は宅地課税をしているということだと思います。なお、税務課には確認をしておきます。

1 7 番 話はわかりましたが、本来なら税務課と今までも農業委員会でここはという所は調査をしたこともありますが、税務課がわかっていたら、こういう情報は共有して、正しい地目に変更するよう指導をしていくべきだと思います。

事務局 委員の言われるとおりでと思います。量がどれくらいあるかわからないですが横の連携が不十分なところはあると思いますので、これからできる範囲やっていきたいと思います。

議長 今後連携を取って行ってください。  
他に質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。  
非農地証明3件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号20番の説明を致します。  
申請地は野市町深淵字本田1122番。地目は田、面積1,971㎡のうち1,000㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合での

解約となっております。なお、賃借人は市となっておりますが、現地は市が建てている研修用のハウスで現在5棟あります。新しい研修生が決まった時点でこういう形でやっていくことになります。新しい耕作者は決まっております。

続きまして、受付番号番21番の説明を致します。

申請地は夜須町西山野字赤井332番。地目は田、面積437㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合での解約でレンタルハウス事業を計画しておりましたが中止したためのものです。なお、新しい耕作者は決まっておるとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

12番 市が1,000㎡ハウスを建てて、現在何か作っていますか。新たに貸すという事は今は作っていないという事ですか。

事務局 現状は確認しておりませんが、研修ハウスがあって市が借り受けているという形になっています。

12番 現状はわからないという事。草が生えているか、作をしているか。

事務局 研修ハウスであるので、荒れているという事はないと思います。市が研修ハウスは管理しているので。

議長 他に質問はございませんか。

12番 1,971㎡の内、1,000㎡という事ですが、971㎡は残っているということですか。

事務局 建っているのは、1,000㎡です。契約しているところです。

12番 残りの部分は。  
推進委員

事務局 契約は1,000㎡であとの971㎡はハウスは経っておりません。残りは別で作っております。

議長 他に質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。  
農地法第18条の規定による合意解約について2件、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたで

しょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定27件、所有権の移転1件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について6件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申出について借受1件、貸付1件、貸付・売渡1件、事務局より説明をお願いします。

事務局 今回3件出ております。借受について地区がまたがっておりますので何名かの委員、推進委員さんに回しておりますが、地区は父養寺、深淵、本村、西佐古で3反以上作りたいということです。ハウスを建てたいという事で、なるべく長期間15～20年間貸してくれる農地を探しているので、情報がありましたらお願いします。

貸付については夜須町坪井地区で3箇所ある内、一番大きいところは一部ハウスに貸しております。そちらについて、また借受の希望があればお願いします。

貸付・売渡については吉川町古川も何カ所かに農地が散らばっておりますが、現在放棄地なっていますので、どの場所でもいいので情報がありましたらお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 続きまして②農業者年金について事務局より説明をお願いします。

事務局 皆さんにパンフレットをお配りしいます。これで説明させていただきます。

2ページ目に加入要件があります。①年間60日以上農業に従事している。②国民年金の第1号被保険者。③年齢が20才以上60才未満。これを満たしておれば加入できます。配偶者の方も一緒に農業をしておれば加入することができます。

3ページ目の少子高齢時代に強く安定した年金という所で、今の制度は掛けていただいた金額を積み立てていくという方式で、積み立てた額を運用し運用益ができれば、それを含めて支給するということになります。

4ページ目の終身年金ですが、一番の特徴の所で、生きている限り支給できる

年金です。80才前に亡くなられても、それまで積み立てた分が一時金という形で支給されるようになっています。

5 ページ目の税制の優遇措置もありまして、保険料が税の控除の対象となります。民間の保険では5万程しか引けませんが、支払った全額控除になります。

6 ページ目で保険料の額が自由に決められるのも特徴の一つです。月額2万～6万7千円の間で千円単位で自由に決められます。いつでも見直すことができます。

7 ページ目になりますが、これは誰でも受けられる訳ではなくて、担い手の方であれば保険料の一部を国が補助してくれる制度です。どういった場合に補助が受けられるかは8ページの図がわかりやすいかと思います。香南市は加入者が少ないので近くの方にお話をさせていただいて推進のご協力をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

5 番 推進委員 7 ページですが、今まで39才が境と思いますが、変わったんでしょうか。

事務局 加入には、この3つの要件があれば補助を受けることはできます。39才というのは、それまでに加入していない方については、そういったことが出てくると思います。①にある20年以上納付期間が見込まれれば39才を超えても、補助を受けることができます。今まで掛けていなかった人が40才を超えて加入すると20年以上という要件を満たさなくなるので、その場合は補助が受けなくなります。制度が変わったわけではありませんが、わかりづらかったかもしれません。国庫補助を受ける場合、区分で率変動していきます。

1 2 番 推進委員 わかりづらいですが、色々要件がありますが、60才までくれるわけではなく40才で打ち切りということではないですか。

事務局 下の方の国庫補助を活用する場合に知っておきたい事にある、補助を受ける期間があって、例えば35才未満の方であれば35才まで受けられる。35才を過ぎると10年以内となります。ずっと補助があるわけではないという事です。

1 2 番 推進委員 35才未満なら60才まで受けられるという事。

事務局 そうではないです。通算して最長が20年ですので、例えば20才で入ると40才で国の補助は終わりです。

議長 他に何かございませんか。

1 7 番 自分は加入資格ありませんけど、補助金以外にもメリットはあるから入った方が良くと思いますが、最終的に運用益等がもらえるのは経営移譲しないともならないという事になっていますので、実際に経営移譲しないといけない。後継者がいない場合に他人に貸し付けして作ってもらっても、もらえる制度ですか。

事務局 将来農業経営から引退することで受けることができるということで、2つの要件があります。20年以上の納付期間と将来後継者又は第3者に経営継承することとあります。前の制度でいうと経営移譲という事で家族に移すということですが、今は第3者でも認めていまして家族でなくても構わなくなっています。それをしないと上乗せ分はもらえないということで注意が必要となります。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

12番 先月、最適化交付金について説明がありましたけど、確認をしたいと思います。農業委員も推進委員も最適化交付金に対する事業の区別がつけにくいと思う。人・農地プランは該当であるが委員が区別をする事ができない。4月以降でも委員によっては活動を記載していないものもあると思う。やった活動はすべて書いてもらってどれが対象になるか区別してもらうように徹底してもらうようお願いしたい。

事務局 その件について、先月、先々月、先々月は推進委員が欠席でしたので、先月も活動記録簿の方に書いてくださいと言いましたが、例えばこの活動がどれに該当するか判断できない場合、事務局にも聞きに来てくれる方はいますが、わからなくても活動はすべて書いてもらうようにお伝えしたと思います。書いてある内容が違う場合があっても事務局、会長で判断しますので、農業委員等としてした活動は抜かりなく書いていただきたいと思います。4月とか前の活動が抜かっておれば6月でもあとでも4月の活動がわかるように書いていただいて構いませんのでお願いします。

7番 農林業センサスをやった時に委員の活動でないので書かなかった。今回の調査はどうか。

事務局 農林水産課からの意向調査でしたら、人・農地プランに係る活動ですので、その戸別訪問に該当します。農林業センサスは別事業で報酬も発生していましたので該当しませんという事です。記録簿に書いてないようでしたら来月分でもいいので書いておいてください。

国の交付金ですので検査の対象となります。日付、内容等きちんと書いておいてください。

議長 他にございませんか。

事務局 9月1日(火)に毎年行っています、全員研修会が午後1時30分からサンピアであります。出欠、移動については来月連絡できると思いますので、よろしくお願いします。

議長 ないようでしたら、以上で第6回の香南市農業委員会を終了したいと思います。  
なお、次回の農業委員会は、8月3日(月)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

( 閉会 15時4分 )

議事録署名人

議事録署名人

会 長